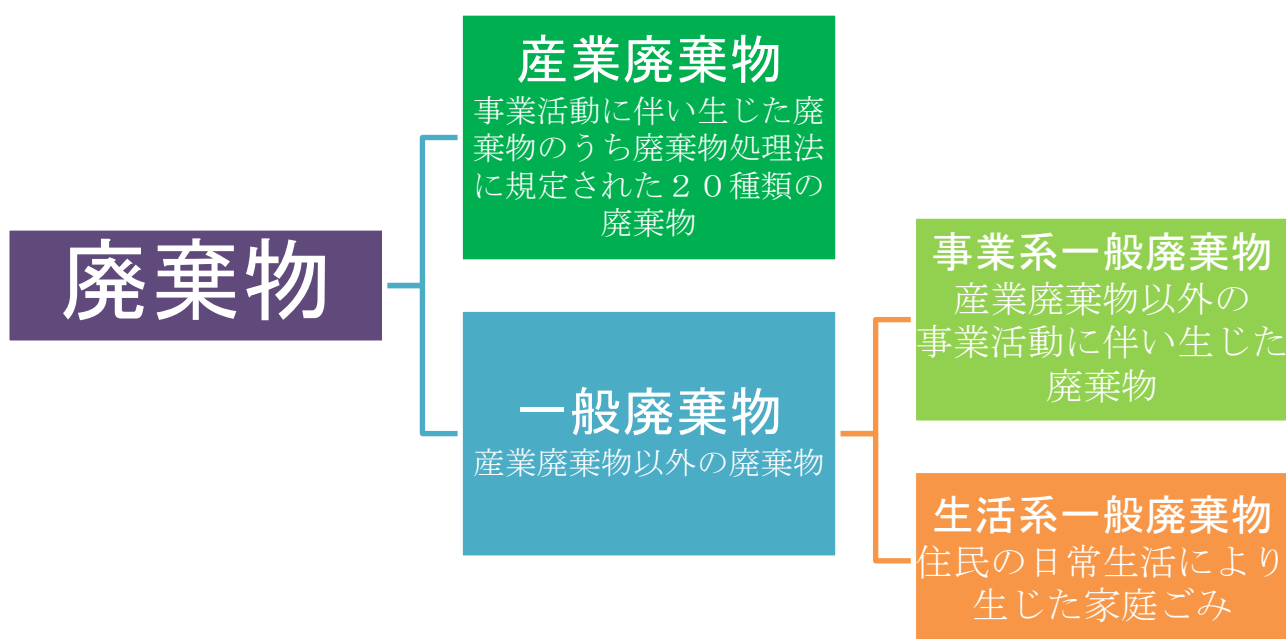


事業系一般廃棄物と産業廃棄物について

事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で産業廃棄物と一般廃棄物に分かれます。

- 1 産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定された20種類の廃棄物のことです。
- 2 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物のことです。
- 3 事業系一般廃棄物とは、一般廃棄物の中で事業活動に伴って生じた廃棄物です。事業活動は、営利を目的とするものだけではなく、役場、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービスを行っている事業も含まれます。また、量の多少や個人・法人の違いも関係ありません。このため、例えば、個人商店による小売業や、家族経営での農業であっても、事業活動により廃棄物が生じれば、産業廃棄物や事業系一般廃棄物の排出事業者となり、事業者自らの責任により廃棄物処理をしなければなりません。
- 4 事業系一般廃棄物は、住民の日常生活により生じた家庭ごみ（生活系一般廃棄物）と一緒に排出することはできません。このため、一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼し適正な処分をしてください。また、産業廃棄物も同様に産業廃棄物収集運搬業者に収集を依頼し、適切な処分業者に処分を依頼してください。

5 廃棄物の分類



※ その他、爆発性、毒性、感染性など人の健康や生活環境に被害が生じるおそれがあるとして、特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物として規定されるものがあります。

6 産業廃棄物の区分

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもので業種の限定がないもの	(1) 燃え殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭（不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥）、焼却残灰・炉内掃出物（集じん装置に補足されたものは、(12)ばいじん）
	(2) 汚泥	工場廃水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥、生コン残さ、下水道汚泥、浄水場汚泥
	(3) 廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃食用油、廃溶剤（シンナー、アルコール類）、タールピッチ類
	(4) 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸、写真定着廃液、酸洗浄工程その他の酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック	発砲スチロールくずなど合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物、廃タイヤ（合成ゴム）、廃イオン交換樹脂なども該当。
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムくずは(6)廃プラスチック類）
	(8) 金属くず	切削くず、研磨くず、空缶、スクラップ
	(9) ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、石膏ボードなどのコンクリートくず、陶磁器くず、セメント製造くず
	(10) 鉱さい	高炉、転炉、電気炉等のスラグ、キューボラのノロ、鋳物廃砂、不良鉱石
	(11) がれき類	コンクリート破片（セメント、アスファルト）、レンガの破片、かわら片などの不燃物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設や、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設（乾式、湿式）によって捕捉したもの
特定の業種に特定されるもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業、印刷物加工業に係るもの
	(14) 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材卸売業に係るもの
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）及び繊維工業に係る（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業及び香料製造業において、原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒーかす、ハムくず、その他の製造くず、原料かすなど）
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において屠殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において処理をした食鳥に係る固形状不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業に係るもの
	(19) 動物の死体	畜産農業に係るもの
	(20) 汚泥のコンクリート固形化物など、(1)～(19)に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これら(1)～(19)の産業廃棄物には該当しないもの	

※ 注意事項

- 従業員の個人消費によって生じるプラスチック製容器を事業系一般廃棄物として分別して収集依頼する際は、プラマークがあるものに限られるため注意してください。
- 従業員の個人消費などを除き、事業所の事業活動に伴って排出される廃プラスチック類は、業種に係らず全て産業廃棄物に該当します。しっかりと分別し、産業廃棄物収集運搬許可を有する業者に収集委託してください。
- 新聞・雑誌・段ボール・シュレッダーごみや空き瓶・空き缶は、循環型社会の実現に向けて、できる限りリサイクルを行う業者に依頼してください。
- 事業系一般廃棄物を排出する場合は、透明な袋に入れて中身が分かるように排出してください。町では、一般廃棄物収集運搬業者に対し、透明な袋以外は収集しないよう指導しています。**必ず透明な袋**に入れてください。
- 廃棄物を法に適さない方法で排出すると、罰則が科せられる場合がありますのでお気を付けください。

6 その他特殊な廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、特殊な廃棄物として、特別管理産業廃棄物といわれるものがあります。

特別管理産業廃棄物の種類等は、下表のとおりです。

種類	性状および事業例	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油	
	《事業例》紡績、新聞、香料製造、医療品製造、石油精製、電気めっき、洗濯、科学技術研究、その他	
廃酸 廃アルカリ	pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液	
	《事業例》カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究、その他	
感染性 産業廃棄物	感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらのおそれのある産業廃棄物（血液の付着した注射針、採血管等）	
	《事業例》病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、その他	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCBおよびPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布もしくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、またはPCBが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類
	PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材およびその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等
		《事業例》石綿建材除去事業等
有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン又はその化合物、ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等	
	《事業例》大気汚染防止法（ばい煙発生施設）、水質汚濁防止法（特定事業場）等に規定する施設・事業場	

7 問い合わせ先

一般廃棄物について： 川南町環境課 生活環境係 (0983-27-8010)

産業廃棄物について： 高鍋保健所 衛生環境課 (0983-22-1330)

宮崎県環境森林部 循環社会推進課 (0985-26-7081)

(一社)宮崎県産業廃棄物協会 (0985-26-6881)